

別記9-1

地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

第1 事業内容

1 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

太陽光・バイオマス・小水力などの地域の再生可能エネルギー資源・マテリアルを活用した循環経済先導地域づくりのため、次の取組の支援を行う。

なお、本事業の実施に当たっては、第1号及び第2号の取組は必ず行わなければならないものとするが、過年度において実施した地域循環型エネルギーシステム構築において営農型太陽光発電（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。）に関するモデルを策定していた場合、第3号の取組のみであっても実施可能とする。

（1）推進会議の開催

農林漁業を核とした循環経済先導地域を構築するため、都道府県、市町村、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの知見を有する者、学識経験者、農業試験場、農林漁業者、農業委員会、農林漁業者の組織する団体、発電事業者、電気の供給先、金融機関、近隣住民等の関係者が参画した推進会議を開催し、事業の進捗管理やエネルギー（電気・熱・ガス）・マテリアルについて農林漁業関連施設等（具体例は別添1に定めるとおり）をはじめ、地域で利用する農林漁業循環経済モデルの検討、事業成果の取りまとめ等を実施する。推進会議の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。検討で得られた成果等は取りまとめ、地域で活用できる農林漁業循環経済モデルの策定又は栽培実証結果の報告書の作成を行う。

農林漁業循環経済モデルは、別記13第1第1項に定める農林漁業循環経済先導計画を作成・実施する上での基礎的な資料である。普及に際し設備設置に係る補助金等を受けずとも事業収支が黒字になることが見込めるよう策定するものとし、記載する項目は別添2に定めるとおりとする。

栽培実証結果の報告書に記載する項目は別添3に定めるとおりとする。

推進会議には、農林漁業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）は必ず参画するものとする。

なお、バイオマス事業（バイオマスを利用して発生させた熱を農林漁業関連施設で利用する取組等をいう。）について検討を行う場合は、「発電事業者」とあるのは「バイオマス事業者」と読み替えるものとする。以下同じ。

また、第2号のイで栽培実証を行う場合は、学識経験者や農業試験場等、実証試験に必要な専門知識を有する者が必ず参画するものとする。

（2）課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等

農林漁業循環経済モデルの概要の策定や、栽培実証結果の報告書の作成に向け

て次の取組を行う。

ア 調査・地域人材育成等

次に掲げる取組を行う。

- a 太陽光・バイオマス・小水力などの地域の再生可能エネルギー資源を活用して得たエネルギー（電気・熱・ガス）・マテリアルについて、農林漁業関連施設等をはじめ、地域で利用する手法の調査・検討
- b 地域ごとの条件に適した営農型太陽光発電設備下における作目や栽培体系の調査・検討（原則として、地域で通常栽培されている作目の中から検討）
- c 営農型太陽光発電設備の遮光率や強度等の最適な設計に関する調査・検討
- d 再生可能エネルギー設備の最適な設置場所の調査・検討
- e 地域資源・再生可能エネルギーの循環を図る上で必要な推進会議の構成員に対する専門家による指導・研修
- f 推進会議の構成員による先進地区の視察
- g その他農林漁業循環経済モデルの概要の策定に必要な取組

イ 栽培実証

営農型太陽光発電設備下において栽培実証を実施し、営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の関連データ（収量・品質・作業時間）等を整備する。その他、営農型太陽光発電設備の設置による水田からのメタン発生状況への影響等の環境影響の検証も併せて実施できるものとする。

栽培実証においては、営農型太陽光発電設備を設置しない対照区を必ず設けるものとする。対象作目は、地域において推奨・奨励している作目若しくはその候補である作目又は普及指導員等による栽培指導を行っている作目若しくはその候補である作目とする。

栽培実証は、既存の営農型太陽光発電設備を活用して実施してもよいものとする。また、営農型太陽光発電設備の場合と同等の実証結果が得られる場合は、営農型太陽光発電設備のモデルにより実施してもよいものとする。

(3) 営農型太陽光発電設備の導入

前2号の検討の結果策定した農林漁業循環経済モデル又は地域循環型エネルギーシステム構築において策定した営農型太陽光発電のモデルに基づき、最適化された営農型太陽光発電設備を導入する。

導入する営農型太陽光発電設備については、次のいずれかの規模要件を満たすこと。なお、前号イの栽培実証に取り組む場合であって、農業試験場、研究機関又は教育機関の構内に営農型太陽光発電設備を導入する場合は、農林漁業循環経済モデルを策定する前に導入することができるものとし、上記の規模要件を課さない。

ア その発電能力が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の瞬間的な最大消費電力の概ね3分の10を超えない規模

イ その1日当たりの最大発電量が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の1日当たりの最大消費電力量の概ね3分の10を超えない規模

2 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における資源作物や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）の投入・混合利用の促進に向けて次の取組の支援を行う。

(1) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオ燃料やバイオマスプラスチック等の製造に向け、荒廃農地等を活用した資源作物の栽培実証や、既存ボイラーにおける燃焼実証等を行うために必要な次の取組を支援する。

ア 検討会の開催

資源作物由来のバイオ燃料等の生産及び普及に向けた事業モデルの検討、事業の進捗管理、事業成果の取りまとめ等を行うための検討会を開催する。

イ 栽培実証

現地における資源作物の栽培実証を行う。

ウ 栽培体系の分析

ア及びイの結果を踏まえ作成するモデルを分析・検証する。

エ 燃焼実証

既存のバイオマスボイラー等において、収穫した資源作物の燃焼実証を行う。

オ 報告書作成

アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(2) 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用の促進に向けて次の取組を支援する。

ア 実現可能性調査

混合利用の実現性を確認するとともに、木質バイオマス発電事業者等の経済性、課題等を整理するため、次のa及びbを実施する。

a 経済性の検討

混合利用に必要な費用の調査を行う。（既存ボイラーにおいて形式等の仕様・運用実態等、未利用資源の分別・破碎等を行う前処理施設の導入や収集・運搬等）

b 課題・対応策の検討

木質バイオマス発電事業者、農林漁業者の組織する団体、公共団体等関係者への聞き取り等による課題の抽出、情報収集を行いa及びイにより得られた成果を踏まえて課題の解決方法及び未利用資源導入の有効性の検討を行う。

イ 実証調査

未利用資源の混合利用による炉への影響及び混合利用による効果の検証と課題や対応策を検討する。

ウ 報告書作成

ア及びイの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成する。

3 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

ペロブスカイト太陽電池（ペロブスカイト結晶構造の発電層を有するフィルム型

の太陽電池をいう。)をはじめとする次世代型太陽電池は、軽量・柔軟であり、既存のシリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が期待されていることから、農山漁村においても、地域のニーズに合わせた実証を行い、導入効果等を検証することで、次世代型太陽電池の円滑な導入につなげていくことを目的として、次の取組の支援を行う。なお、本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる取組は必ず行わなければならないものとする。

(1) 推進会議の開催

農山漁村における次世代型太陽電池の活用手法を検討するため、都道府県、市町村、次世代型太陽電池の知見を有する者、学識経験者、農業試験場、林業試験場、水産試験場、農林漁業者、農業委員会、農林漁業者の組織する団体、発電事業者、電気の供給先、金融機関、近隣住民等の関係者が参画した推進会議を開催し、事業の進捗管理や発電した電気を農林漁業関連施設等で利用する方法の検討、事業成果の取りまとめ等を実施する。推進会議の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。検討で得られた成果等は取りまとめ、報告書の作成を行う。報告書に記載する項目は別添4に定めるとおりとする。

(2) 課題解決に向けた調査等

次に掲げる取組を行う。

- ア 次世代型太陽電池の農林漁業関連施設等への導入に当たり最適な設置手法・設置場所等の調査・検討
- イ 次世代型太陽電池を農林漁業関連施設等へ導入する場合の発電量・電気の利用方法・経済性・安全性・耐久性・農作物の生育等への影響に関する調査・検討
- ウ 推進会議の構成員に対する専門家による指導
- エ 推進会議の構成員による先進地区の視察
- オ その他農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池の導入に向け必要な調査・導入効果の検証等

(3) 次世代型太陽電池の導入

前号の調査等に必要な次世代型太陽電池を導入する。

導入する次世代型太陽電池は、軽量・柔軟といった特徴を有し、シリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が可能なもの又はシリコン型太陽電池には無い導入メリット(架台コストの削減等)が見込まれるものに限る。また、発電効率や耐久性、量産の見込み等を踏まえ、2030年を目途に、その普及が見込まれるものに限る。

また、農林漁業関連施設等に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる手法により導入するものとし、原則として、農地への設置は不可とする。ただし、架台コストの削減等既存のシリコン型太陽電池には無い導入メリットが見込まれる場合にあつては、営農型太陽光発電の形式での導入も行うことができるものとする。

また、発電した電気の地域の農林漁業関連施設等での効率的な利用及び前号の調査等に必要な場合は、可搬式蓄電池も併せて導入することができる。

第2 事業実施主体

1 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

本事業の事業実施主体は、次項で定める団体又は以下に掲げる全ての要件を満たす協議会とする。ただし、第1第1項第3号の営農型太陽光発電設備の導入を行う場合は、地域の関係者が参画した地域共生型の営農型太陽光発電設備の導入を図るため、事業終了時までと同様の協議会を組織しなければならないものとする。

(1) 協議会の要件

ア 農林漁業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）を必須構成員とすること。

イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）を定めていること。

(2) 協議会の構成員の要件

事業実施計画に定めた設備管理責任者（営農型太陽光発電設備の管理を担う構成員）は、次の条件を満たす者とする。

ア 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

イ 本事業終了後も、引き続き、営農型太陽光発電設備下においてより高い収益性が確保できる営農方法や、地域内におけるより効果的な電気の活用方法の試行に協力する意欲を有すること。

2 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上、特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

(2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。

(3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

(4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

(5) 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- ア 主たる事務所の定めがあること。
- イ 代表者の定めがあること。
- ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
- エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第 17 号）及び特認団体に係る認定協議について（別紙様式第 18 号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

3 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

本事業の事業実施主体は、前項で定める団体又は以下に掲げる全ての要件を満たす協議会とする。

(1) 協議会の要件

- ア 農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有する者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）を必須構成員とすること。
- イ 協議会規約を定めていること。

(2) 協議会の構成員の要件

事業実施計画に定めた設備管理責任者（次世代型太陽電池の管理を担う構成員）は、次の条件を満たす者とする。

- ア 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- イ 本事業終了後も、引き続き、地域内におけるより効果的な電気の活用方法の試行に協力する意欲を有すること。

第3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

交付対象経費の範囲は別添 5 から別添 7 までのとおりとする。

2 交付率等

(1) 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

本事業の交付率及び上限額は、次のとおりとする。

ア 第1第1項第1号及び第2号の取組

交付率は定額（機械の賃借、模型の設置に係る経費は2分の1以内）、上限額は合計で200万円とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、上限額は合計で1,000万円とする。

(ア) 事業実施地域の所在する市町村が、農林漁業循環経済先導計画を作成しており、事業内容に関連が見られる場合

(イ) 事業実施主体が市町村又は構成員に市町村が含まれる協議会であって、農林漁業循環経済先導計画を令和8年度までに当該市町村が作成することが見込まれる場合

イ 第1第1項第3号の取組

交付率は2分の1以内、上限額は1営農型太陽光発電設備当たり800万円とする。

なお、事業実施後の普及に有効である場合又は栽培実証に必要な場合に限り、複数の営農型太陽光発電設備の導入ができるものとする。複数導入ができる場合の具体例は次のとおりとする。

(ア) 平地と中山間地など、地理的条件が異なる場所に設置する場合

(イ) 水田と畑地など、圃場条件が異なる場所に設置する場合

(ウ) 営農型太陽光発電設備下における栽培作物が異なる場合

(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の交付率は定額とする。第1第2項第1号の取組については、上限額は500万円とする。

(3) 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

本事業の交付率は次のとおりとし、上限額は合計で1,700万円とする。

ア 第1第3項第1号及び第2号の取組

定額（機械の賃借に係る経費は2分の1以内）

イ 第1第3項第3号の取組

2分の1以内

3 申請できない経費等

(1) 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

ア 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

イ 拠点となる事務所の借上経費

ウ 本要綱第10第1項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）

エ 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

オ 都道府県又は市町村職員の人件費

カ 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

キ 建物等設備の建設及び不動産取得に関する経費

ク 既存設備及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費

ケ 事業成果の普及に係る経費

- コ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- サ 系統連系する場合の系統への接続費用
- シ 農地転用申請、系統連系申請又は消防署への申請に係る費用
- ス その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

(2) 契約の適正化

ア 事業実施主体は、本事業の一部又は全部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより、都道府県知事の承認を得ること。

(ア) 委託先が決定している場合は、委託先名

(イ) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

イ 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

- (1) 第1第1項第1号及び第2号の取組を必ず実施する計画となっていること（過年度に実施した地域循環型エネルギーシステム構築において同様の取組を実施した場合を除く。）。
- (2) 地域農業の特色や電力需要等を踏まえた営農型太陽光発電設備の実証・導入、農林漁業循環経済モデルの策定又は営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データ等の取得を確実に遂行できる計画となっていること。
- (3) 推進会議及び協議会について、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーに関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。
- (4) 事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること（農地の一時転用許可は除く。）。
- (5) 本事業の実施により、地域の課題解決につながること。
- (6) 事業実施内容が、地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。
- (7) 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できること。

2 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

(1) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

ア 第1第2項第1号の検討会の開催は、都道府県、市町村、農業者、バイオ燃料等製造事業者等の関係者が連携して取り組む協力体制を構築すること。

なお、検討会には、構成員として農業者及び都道府県又は市町村は必ず参画

するものとする。

イ 事業実施により、将来的に資源作物の栽培面積が拡大し、バイオ燃料等の製造が見込まれること。

ウ 食料、飼料等の安定供給の確保に支障のないよう配慮すること。

エ 取組内容及びその結果を報告書（目的、事業概要、実証の内容、実証結果、実証結果を踏まえた今後の展開等を含むものとする。）として取りまとめること。

（2）未利用資源の混合利用促進

事業実施主体が木質バイオマス発電所等を運用し、若しくは管理している団体であること又は地域循環資源の木質バイオマス発電事業等に関する十分な専門的知見及び経験を有していること。

3 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

（1）第1第3項第1号から第3号までの取組を必ず実施する計画となっていること。

（2）地域農林漁業の特色や電力需要等を踏まえた次世代型太陽電池に関する調査を確実に遂行できる計画となっていること。

（3）推進会議及び協議会について、次世代型太陽電池に関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。

（4）事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること（農地の一時転用許可は除く。）。

（5）本事業の実施により、地域の課題解決につながること。

（6）事業実施内容が、地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。

（7）地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できること。

（8）国産の原材料を活用するなどにより、次世代型太陽電池産業の競争力強化に寄与する内容となっていること。

第5 目標年度及び成果目標

1 本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。ただし、第1第2項第1号の事業の目標年度は事業実施年度から3年以内とする。

2 成果目標

（1）農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

本事業の成果目標は、1事例以上の営農型太陽光発電設備の導入、農林漁業循環経済モデルの策定又は営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データ等の取得とする。

（2）未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

ア バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

本事業の成果目標は、目標年度までに実証作物の収穫量等、定量的な目標を設定すること。

イ 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の成果目標は、未利用資源の木質バイオマス発電所等への導入に対す

る課題や対応策を1事例以上整理することとする。

(3) 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

本事業の成果目標は、農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池の導入に対する課題や解決策、導入効果等を1事例以上整理することとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第30第1項の規定に基づく事業実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、事業実施計画書（別紙様式第11号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。
- 2 前項の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第19号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。
- 3 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）においては、策定された農林漁業循環経済モデルの概要及び関係資料又は栽培実証結果の報告書及び関係資料を添付することとする。
- 4 バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証においては、第4第2項第1号エに基づき作成された報告書を併せて添付することとする。

第7 事業成果の評価

本要綱第31第1項の規定に基づく事業の評価について、都道府県以外の事業実施主体は、事業終了年度の翌年度及び事業実施計画の終期の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第19号による報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について、記載すること。

第8 リース方式における留意点

リース方式における留意点は、次のとおりとする。

- 1 リース期間
リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（大蔵省令に定める耐用年数をいう。）以内とする。
- 2 リース料助成額
リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の式によるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号に掲げる算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は第2号に掲げる算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号又は第2号に掲げる算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

- (1) 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）
×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）
- (2) 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）
×助成率（1／2以内）

3 事業実施結果に係る報告

本要綱第30第1項の規定による事業実施状況の報告に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) リース契約書の写し
(2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
(3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
(4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等
(5) その他必要な書類等

4 事業実施上遵守すべき事項

- (1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。
- (2) 前号のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。
ア リース料支払に係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。
イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。
- (3) リース料の支払
ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第22号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。
イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

第9 売電による収益状況の報告と納付

- 1 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）において導入した営農型太陽光発電設備を用いて発電した電気に関して、処分制限期間中は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）（以下「FIT 等」という。）による売電は行わず、原則協議会内で利用すること。また、発電した電気の一部を地域の農林漁業関連施設等で利用すること（ただし、第 1 第 1 項第 3 号のなお書に該当する場合は地域の農林漁業関連施設等での利用を要さない。）。なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した営農型太陽光発電設備については、この限りではない。やむを得ず、協議会以外の者に売電を行ったことにより収益が発生した場合には、事業実施主体は、本要綱第 26 第 1 項の規定に基づき、別紙様式第 29 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月 30 日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援において導入した次世代型太陽電池を用いて発電した電気に関して、処分制限期間中は、FIT 等による売電は行わず、地域の農林漁業関連施設等で利用すること。（ただし、農業試験場、研究機関又は教育機関の構内の農林漁業関連施設等に導入する場合は、構内での利用を含む。）なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した次世代型太陽電池については、この限りではない。やむを得ず、農林漁業関連施設等以外の用途での売電を行ったことにより収益が発生した場合には、事業実施主体は、本要綱第 26 第 1 項の規定に基づき、別紙様式第 29 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月 30 日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 3 事業承認者は、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 4 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、交付金事業の実施に要する経費として確定した交付金の額を限度とし、事業承認者は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 10 収益納付

- 1 事業実施主体等は、本要綱第 35 の規定に基づく知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあっては、本事業の実施期間中の各事業年度の終了後及び事業終了年度の翌年度以降の 5 年間、毎年、別紙様式第 29 号により収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後 90 日以内に都道府県知事等に報告するものとする。

る。報告を受けた都道府県知事等は、当該報告を受けてから30日以内に収益状況報告書の写しを添付して地方農政局長等に報告するものとする。

2 収益納付

- (1) 地方農政局長等は、事業実施主体等が本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認める場合には、交付された交付金の額を限度として、次の算式により算定した額を国庫に納付するよう、事業実施主体等に命じるものとする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{事業の自己負担額}) \times \text{交付された総額} / \text{事業に関連して支出された実証経費総額} - \text{前年度までの納付額}$$

式中の「収益の累計額」とは、知的財産権の譲渡又は実施権の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

式中の「事業に関連して支出された実証経費総額」とは、交付された総額、事業の自己負担額及び当該知的財産権を得るために要した事業以外の実証経費の合計額をいう。

- (2) 収益を納付すべき期間は、交付金事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。ただし、第1第1項第2号、第1第2項第1号及び第1第3項第2号において栽培実証に複数年度を要するなどにより特に都道府県知事が認める場合にあっては、栽培実証に関連する部分について3年以内の取組とすることができるものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合は、本要綱第5第1項又は第2項の規定により地方農政局長等に提出する事業実施計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

2 成果物の公表

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援の事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、事業実施で得られた成果等に関し、次の各号のとおり対応するものとする。

- (1) 事業実施主体は、地域循環型エネルギーシステムの構築に資するため、本事業の実施により得られたデータやノウハウ等の成果を地域の関係者が活用できるよう取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。
- (2) 本事業の成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下「国

等」という。)が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国等は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。

- (3) 事業実施主体は、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表するものとする。
- (4) 事業実施主体は、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が国の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を国に提出するものとする。
- (5) 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、前4号に定めるところにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。

3 営農型太陽光発電設備及び次世代型太陽電池の管理主体

本事業で導入した営農型太陽光発電設備及び次世代型太陽電池の管理は、事業実施主体又は協議会の構成員である設備管理責任者がこれを行うものとする。

4 営農型太陽光発電設備及び次世代型太陽電池の管理運営

事業実施主体又は協議会の構成員である設備管理責任者は、本事業において取得した財産について、本事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に沿って効率的な運用を図るものとする。

また、農地法令や「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」(令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長通知)を遵守するものとする。さらに、太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守するものとする。加えて、最新の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置を講ずるものとする。

5 周辺景観との調和

本事業において営農型太陽光発電設備又は次世代型太陽電池を導入する場合は、立地場所の選定や当該設備のデザイン、塗装等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

6 指導等

地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体等が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がないと認めるときは本事業の交付の中止又は既に交付した本事業の交付金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業において、導入した営農型太陽光発電設備又は次世代型太陽電池を用いて発電した電気について、FIT等を活用して売電していることが明らかになったとき

- (2) 成果目標達成のための取組が継続していないことが明らかになったとき
- (3) 本事業において、導入した営農型太陽光発電設備又は次世代型太陽電池について適切な管理が行われていないことや、設備下での営農に支障が生じていることが明らかになったとき

7 不用額の返還

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

8 不正行為等に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事等は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

別添1（第1第1項第1号関係）

地域循環型エネルギーシステム構築における農林漁業関連施設等の具体例

1 農林漁業関連施設

（1）農業用施設

育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、園芸施設、農業水利施設等

（2）林業用施設

貯木場、木材処理加工施設、木材集出荷販売施設、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等

（3）漁業用施設

漁獲物鮮度保持施設、養殖用種苗生産施設、浮き魚礁、漁船保全修理施設、養殖施設、漁獲物加工処理施設等

（4）地域で生産された農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製品を製造するための施設

ジャム等の加工品を製造する施設、木質ペレット製造施設等

（5）主として地域で生産された農林水産物又はその加工品を販売するための施設

直売所、道の駅、スーパーマーケット等

（6）地域で生産された農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

農家レストラン等

（7）農林漁業の体験のための施設

農林漁家民宿、市民農園等

（8）前7号に掲げる施設に附帯する施設

前7号に掲げる施設の利用上必要な施設

2 農林・漁業用機器

（1）トラクター、農業用ドローン、草刈機、整地用機具、栽培管理用機具、収穫調整用機具、植物粗製繊維加工用機、畜産用機械器具、蚕種製造用及び養蚕用機器・用具、林業用機械器具、漁具、漁業用計器、増養殖用器材、遊魚用つり（釣）具及び附属品等

（2）前項各号に掲げる施設に附帯する設備及び機器

3 農地

バイオ液肥等のマテリアルを供給する農地

別添2（第1第1項第1号関係）

農林漁業循環経済モデルに記載する項目

1 項目

- (1) モデルの対象となる地域の概要
- (2) 地域資源・再生可能エネルギー循環の現状と課題
- (3) 目指すべき将来像と目標
- (4) 地域資源・再生可能エネルギー循環に関わる者の役割分担・関係性
- (5) 地域資源・再生可能エネルギーの流れ及びそれに伴うお金の流れと金額
- (6) 資金調達の方法
- (7) 営農型太陽光発電設備下で営農を行う農業者に対する営農協力金や地代の金額
- (8) 地域の条件に適した営農型太陽光発電設備下における作目、栽培体系及びそれらの根拠
- (9) 営農型太陽光発電設備下での営農に関する留意点
- (10) 営農型太陽光発電設備下における栽培作物の販売先・販売単価、農業の収支の見込み
- (11) 地域に適した営農型太陽光発電設備の設備設計（遮光率、太陽光パネルの大きさ・角度・間隔、強度、高さ、縦幅、横幅等）及びその根拠
- (12) その他の検討の成果

2 留意事項

前項第1号から第6号までについては必ず記載し、地域資源・再生可能エネルギーの循環に営農型太陽光発電が含まれる場合は、前項第7号から第11号までについても併せて記載するものとする。

別添3（第1第1項第1号関係）

営農型太陽光発電の栽培実証結果の報告書に記載する項目

1 項目

(1) 栽培実証を実施した背景

(2) 栽培実証の目的

(3) 栽培実証の方法

ア 営農型太陽光発電設備の設備設計（遮光率、太陽光パネルの大きさ・角度・間隔、強度、高さ、縦幅、横幅等）及びその設備設計にした理由

イ 栽培実証圃場の面積

ウ 栽培実証圃場の場所

エ 栽培方法（作目及びその選定理由、播種日、栽植密度等）

オ 栽培実証における調査内容

（ア）農作業に関すること（農作業ごとに係る作業時間等）

（イ）収穫物に関すること（収量、品質等）

（ウ）農作物の生育に関すること

カ 栽培実証における調査方法（使用した機器や調査期間等）

(4) 栽培実証の結果及びその考察

(5) 経営への効果の試算（農業収入、農業経費、発電事業の収支等）

(6) 地域への営農型太陽光発電の普及の見込み

(7) その他

2 留意事項

前項第1号から第6号までについて必ず記載するものとする。

別添4（第1第3項第1号関係）

次世代型太陽電池の導入実証の報告書に記載する項目

1 項目

- (1) 導入実証を実施した背景
- (2) 導入実証の目的
- (3) 導入実証の方法
 - ア 次世代型太陽電池の設置手法及びその設置手法にした理由
 - イ 導入実証の面積
 - ウ 導入実証の場所
 - エ 導入実証における調査内容
 - (ア) 発電量に関すること
 - (イ) 電気の利用方法に関すること
 - (ウ) 経済性に関すること
 - (エ) 安全性に関すること
 - (オ) 耐久性に関すること
 - (カ) 栽培実証を行う場合、栽培方法・農作業・収穫物・農作物の生育に関すること
 - オ 導入実証における調査方法（使用した機器や調査期間等）
- (4) 導入実証の結果及びその考察
- (5) 経営への効果の試算（農業収入、農業経費、発電事業の収支等）
- (6) 地域への次世代型太陽電池の普及の見込み
- (7) その他

2 留意事項

前項第1号から第6号までについて必ず記載するものとする。

別添5（第3第1項関係）

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者（事業実施主体が協議会の場合は、協議会構成員及び協議会構成員に従事する者）に対する謝金は認めない。 また、推進会議構成員の推進会議出席に対する謝金は原則として認めない。ただし、推進会議構成員が有識者として講演等を行う場合には、謝金を認める。
旅費	普通旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	特別旅費	<ul style="list-style-type: none"> 調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要経費 委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。

		した専門家に支払う経費	
事業費	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資機材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、高速道路使用料、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、計測機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	・海外文献の翻訳等に係る経費	
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する燃料等の経費 （通常の営農活動に係るものを除く。）	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な	

		委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部又は全部を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す事業の委託は認めない。 ・民間企業内部又は協議会に従事する者に内部発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために必要な実証及び機械導入に係る費用（原則として購入するものとする） 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農型太陽光発電設備一式（太陽光パネル、附帯設備（架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル等）（工事に係る費用を含み、蓄電池に係る費用を含まない。）） ・営農型太陽光発電設備の模型（工事に係る費用を含む。） ・工事の請負契約先等の選定は一般競争等、適切な手続のうえ決定すること。 ・取得単価が 50 万円以上の機械整備については見積書やカタログ等を添付すること（原則 3 社以上、該当する機械等を 1 社しか扱っていない場合を除く。）

別添6（第3第1項関係）

未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
旅費	普通旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	特別旅費	<ul style="list-style-type: none"> 調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要経費 委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
事業費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等） 	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品は物品受払簿で管理すること。

	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費 	
	筆耕翻訳料	<ul style="list-style-type: none"> 海外文献の翻訳等に係る経費 	
	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	サンプル提供費	<ul style="list-style-type: none"> 実証調査に必要な未利用資源の購入・運搬に必要な経費 	
	性状分析費	<ul style="list-style-type: none"> 資源作物や未利用資源、未利用資源との混合使用した資材の利用前・利用後の性状を分析するために必要な経費 	
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施するために直接必要な農業用機械等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施するために直接必要な資機材等の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材は物品受払簿で管理すること。
	実証調査費	<ul style="list-style-type: none"> 混合利用における施設の運転経費及び調査後のメンテナンス費 	<ul style="list-style-type: none"> 日常及び定期的なメンテナンスは除く。
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 資源作物の収穫等に使用する機械類、現地調査に使用する自動車の燃料代の経費 	
雑 役 務 費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	
委託費		<ul style="list-style-type: none"> 本事業の交付目的たる事業の一部又は全部を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う

			場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
印刷製本費		・報告書の作成に必要な経費	

別添 7 (第 3 第 1 項関係)

次世代型太陽電池 (ペロブスカイト) のモデル的取組支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 (日給又は時間給) 及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について (平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房 経理課長通)」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めない。
謝金	報 償 費 (謝 礼 金)	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者 (事業実施主体が協議会の場合は、協議会構成員及び協議会構成員に従事する者) に対する謝金は認めない。 また、推進会議構成員の推進会議出席に対する謝金は原則として認めない。ただし、推進会議構成員が有識者として講演等を行う場合には、謝金を認める。
旅費	普通旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	特別旅費	<ul style="list-style-type: none"> 調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要経費 委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。

事業費	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資機材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、高速道路使用料、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、計測機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	・海外文献の翻訳等に係る経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する燃料等の経費 （通常の営農活動に係るものを除く。）	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部	・委託は、第三者に委託すること

		<p>分又は全部を他の者に委託するために必要な経費</p>	<p>が必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す事業の委託は認めない。 ・ 民間企業内部又は協議会に従事する者に内部発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
<p>備品費</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために必要な実証及び機械導入に係る費用（原則として購入するものとする。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代型太陽電池一式（次世代型太陽電池、附帯設備（架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル等）（工事及び蓄電池に係る費用を含む。）） ・ 工事の請負契約先等の選定は一般競争等、適切な手続のうえ決定すること。 ・ 取得単価が 50 万円以上の機械整備については見積書やカタログ等を添付すること（原則 3 社以上、該当する機械等を 1 社しか扱っていない場合を除く。）